

第1回佐呂間町議会臨時会 第1号

平成31年4月25日（木曜日）

○議事日程

開会及び開議宣告

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度佐呂間町一般会計補正予算(第13号))
- 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算(第6号))
- 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定について)
- 7 議案第 1号 工事請負契約の締結について
- 8 議案第 2号 財産の取得について
- 9 議案第 3号 公有水面埋立について

○出席議員（9名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 山内一弘君 | 2番 高橋紀久君 |
| 3番 船木司君 | 4番 土田剛君 |
| 6番 加賀屋修君 | 7番 佐藤昭男君 |
| 8番 但木早苗君 | 9番 三田真美君 |
| 10番 吉野正剛君 | |

○欠席議員（1名）

- 5番 小松正義君

○出席説明員

- | | |
|------|-------|
| 町長 | 川根章夫君 |
| 副町長 | 斉藤裕美君 |
| 総務課長 | 深尾毅君 |

総務課長補佐	渡	部	り	よ	子	君
企画財政課長	玉	井	伸		一	君
企画財政課長補佐	兼	平	茂		雄	君
町民課長	中	村	直		樹	君
保健福祉課長	武	田	温		友	君
保健福祉課参事	斎	藤			博	君
農務課長	安	藤	誠		司	君
経済課長	菊	地	秀		喜	君
経済課参事	林		洋		樹	君
建設課長	桑	島	孝		之	君
建設課参事	鶴	田	俊		洋	君
愛の園園長	片	岡	満		之	君
保育所長	大	谷	昭		文	君
教育長	仲	川	倫		則	君
管理課長兼						
学校給食	谷	口	義		春	君
センター所長						
社会教育課長兼						
武道館・温水	久	米	修		一	君
プール館長						
図書館長	志	賀	克		浩	君
農委事務局長	安	藤	誠		司	君

○出席事務局職員

事務局長	鈴	木	英	樹	君
庶務係長	飯	田	篤	史	君

開会 午前10時03分

◎開会の宣告

○議長（吉野正剛君） ただいまから平成31年第1回佐呂間町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（吉野正剛君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。

本日の欠席及び遅参届け出等の議員は5番、小松議員より欠席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本臨時会に提出された議件は、理事者よりの提出案件、議案3件、承認4件です。

本臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者、別紙お手元に配付のとおりです。

3月18日、4月10日に実施しました例月出納検査の結果について監査委員より報告がありました。お手元の議案につづり込みのとおりです。

前議会以降における閉会中の議会の動向につきましては、別紙お手元に配付のとおりです。

以上です。

○議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、加賀屋議員、7番、佐藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（吉野正剛君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

◎日程第3 承認第1号

○議長(吉野正剛君) 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度佐呂間町一般会計補正予算(第13号))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(玉井伸一君) それでは、承認第1号をご説明いたします。議案書を3枚ほどめくっていただきたいと思います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

(朗読部分記載省略)

この専決処分につきましては、平成30年度末における歳入の確定及びそれに伴い財源不足に係る基金繰入金の減額を主な内容として、予算の最終調整を行わせていただいたものであります。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただき、第2表、繰越明許費補正からご説明をいたします。第2表、繰越明許費補正。9款教育費、2項小学校費、補正前、事業名、佐呂間小学校煙突改修工事、金額2,795万1,000円、補正後、事業名、佐呂間小学校煙突改修工事、金額2,804万1,000円、本事業につきましては、本年3月に入り、平成30年度の学校施設環境改善交付金事業の採択を受け、3月の町議会定例会において繰越明許費の議決をいただいたところでありますが、その後におきまして同事業に事務費が附帯されることとなりますので、歳出において事務費9万円と歳入、国庫補助金8万7,000円を計上させていただいた上で、繰越明許費の補正をさせていただいたものであります。

次のページです。第3表、地方債補正。起債の目的、道営畑地帯総合整備事業(営農用水)、限度額、補正前4,810万円、補正後4,310万円、過疎債。起債の方法、利率、償還の方法は説明を省略させていただきます。

次のページの事項別明細書、総括につきましては説明を省略させていただき、歳出の12ページから説明をいたします。歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費、補正額100万円、基金積立金100万円、災害復興基金積立金でありまして、北見市の株式会社中神土木設計事務所から創立50周年に当たり防災など町民の安全な暮らしを守るために役立ててほしいとの意向でいただいた寄附金を全額災害復興基金に積み立てたものであります。

8目地方振興費、補正額616万7,000円の減、ふるさとまちづくり振興事業に要する経費14万7,000円の減、ふるさとまちづくり振興事業費補助金でありまして、3月末に行われましたちびっこ探検学校ヨロン島事業の参加者への補助金確定による減額でありまして、歳入におけるふるさとまちづくり振興基金繰入金とともに減額したもので

あります。なお、平成30年度におけるちびっこ探検学校ヨロン島事業へは5年生16名の参加となっております。ふるさと納税に要する経費602万円の減、ふるさと納税業務代行委託料でありまして、平成30年度のふるさと応援事業寄附金が見込みを下回ったことにより返礼品の配送等に係るふるさと納税業務代行委託料を減額したものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉施設費、補正額ゼロ円、財源変更です。

2項児童福祉費、5目常設保育所費、補正額ゼロ円、財源変更です。

5款農林水産業費、1項農業費、4目土地改良費、補正額ゼロ円、財源変更です。

5目畜産業費、補正額ゼロ円、財源変更です。

6款商工費、1項商工費、1目商工費、補正額ゼロ円、財源変更です。

9款教育費、1項教育総務費、4目教育振興費、補正額ゼロ円、財源変更です。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額9万円、小学校の管理に要する経費9万円、消耗品費です。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額ゼロ円、財源変更です。

4目武道館・温水プール費、補正額ゼロ円、財源変更です。

11款諸支出金、1項特別会計繰出金、2目佐呂間町国民健康保険特別会計繰出金、補正額80万9,000円の減、佐呂間町国民健康保険特別会計繰出金です。

12款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額28万3,000円の減。

戻りまして、歳入の4ページからご説明をいたします。歳入、1款町税、1項町民税、2目法人、補正額2,155万6,000円、法人町民税でありまして、1月末の申告状況により3月の定例議会において予算を減額させていただいたところですが、その後2月、3月における法人の申告により税額が大きくなりましたことから、最終的な歳入調定総額をもって増額計上したものであります。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額152万5,000円、地方揮発油譲与税です。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額19万3,000円の減、自動車重量譲与税です。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額26万2,000円、利子割交付金です。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額70万6,000円、配当割交付金です。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額47万9,000円、株式等譲渡所得割交付金です。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額184万9,000円、地方消費税交付金です。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、補正額72万6,000円の減、自動車取得税交付金です。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額47万8,000円、地方特例交付金です。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億2,241万9,000円、特別交付税でありまして、平成30年度の交付決定総額が2億2,241万9,000円となり、当初予算に計上しておりました1億円を上回る金額を増額計上させていただいたものであります。なお、前年度交付実績額が2億3,006万円ということでありまして、比較いたしますと平成30年度は764万1,000円の減額、率にしてマイナス3.3%となっております。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、補正額4万5,000円の減、交通安全対策特別交付金です。

13款国庫支出金、1項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、補正額8万7,000円、次のページです。学校施設環境改善交付金です。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額105万円、出資配当金でありまして、平成30年度の佐呂間町森林組合出資金に係る配当金を計上したものであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額348万円、土地、建物売払収入でありまして、西富勤労者住宅用地2件の売却による計上であります。

16款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、補正額1,294万9,000円の減、ふるさと応援事業寄附金でありまして、平成30年度においては年度途中で新たなポータルサイトと契約をし、寄附受け付け窓口の拡充による寄附増額を見込んだところでありますが、その後総務省の規制による寄附額帯の見直しや年末の駆け込み時期に返礼品の品切れ等が多く発生するなどから、見込みどおりとはいかず、予算を大きく減額させていただいたものであります。なお、平成30年度の寄附実績ですが、最終的に4,952件で、金額5,483万3,900円となりまして、前年度と比較しますと件数で約1,600件の減、金額では約850万円の減額となったところであります。

3目災害復興費寄附金、補正額100万円、災害復興費寄附金です。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1億4,200万円の減、財政調整基金繰入金でありまして、歳入の確定により財源不足額として計上しておりました財政調整基金繰入金を減額し、最終的な繰入額を5,600万円としたものです。なお、予算関係資料1にて平成30年度末基金積立金・備荒資金組合積立金保有見込み額調書を提出しておりますので、後ほどご照覧願います。

2目ふるさとまちづくり振興基金繰入金、補正額14万7,000円の減、ふるさとまちづくり振興基金繰入金です。

20款町債、1項町債、4目農林水産業費債、補正額500万円の減、道営畑地帯総合整備事業費債（営農用水）でありまして、起債額の確定による減額であります。

歳出の後ろにあります繰越明許費明細書補正及び地方債の現在高の見込みに関する調書

補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
8番。

○8番（但木早苗君） 歳入の9ページ、ふるさと応援事業寄附金、先ほどの説明の中で返礼品が間に合わなかったという説明がありましたけれども、おくれて返礼品を送ることができたのか、それとも全く品がなくて送ることができなかったのか、またそういうことが起きるといことは返礼品、偏りもあるということなののでしょうか。お尋ねしたいと思えます。

○議長（吉野正剛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） ただいまの質問であります、返礼品の品切れが起きた場合にはネットのページの中で即品切れということでその商品による寄附は受け付けないということにしておりますので、返礼品のその後の送付というのはございません。それと、この返礼品につきましては、今業者さんが持っている商品をもって返礼品をつくっているということもありますので、このふるさと納税のために返礼品を幾つ用意してくれどか、そういったことはなかなかできないもので、どうしてもこういうふう品切れが生じてしまうということが生じております。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 返礼品の品切れについてわかりましたが、もしこれからもそういうことが起こるといふようなことも予測されるとしたら、できる限り品不足にならないような手だてというのは今後やっぱり考えていく必要があるとお考えでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） ふるさと納税の需要といいますか、駆け込み時期がやっぱり11月、12月に集中いたします。業者さんのほうにはなるべくその時期に品物を用意してほしいということで依頼はできると思っておりますので、今後そのような形で進めていきたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐呂間町一般会計補正予算（第13号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 承認第2号

○議長（吉野正剛君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中村直樹君） 承認第2号を説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

（朗読部分記載省略）

今回の補正につきましては、平成30年度の保険給付費及び道費交付金等が確定したことによるもので、平成31年3月31日をもって専決処分をさせていただいたものであります。30年度については、保険給付費が下がったことによる減額となっています。

なお、平成30年度は、29年度からの繰越金が3,765万8,000円あったことから、黒字決算となっていますが、31年度の財源とするため法定外繰り入れとして認められている事務費分をその他繰入金として384万7,000円繰り入れることとしております。

次ページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の6ページから説明いたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

4項医療費適正化特別対策費、1目医療費適正化特別対策費、補正額ゼロ円です。財源変更です。

2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養諸費、補正額1,756万1,000円の減、療養諸費に要する経費、一般被保険者療養給付費負担金1,573万7,000円の減、退職被保険者等療養給付費負担金77万8,000円の減、一般被保険者療養費負担金102万4,000円の減、退職被保険者等療養費負担金2万2,000円の減。

2目高額療養費、補正額859万円の減、高額療養費に要する経費859万円の減、一般被保険者高額療養費負担金817万7,000円の減、退職被保険者等高額療養費負担金11万3,000円の減、一般被保険者高額介護合算療養費負担金20万円の減、退職被保険者等高額介護合算療養費負担金10万円の減。

3目移送費、補正額24万円の減、移送費に要する経費24万円の減、一般被保険者移送費12万円の減、退職被保険者等移送費12万円の減。

4目出産育児諸費、補正額ゼロ円、財源変更です。

5目葬祭費、補正額ゼロ円、財源変更です。

3款国保事業費納付金、1項国保事業費納付金、1目医療給付費分、補正額ゼロ円、財

源変更です。

5款保健事業費、1項特別健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額87万5,000円の減、特定健康診査等に要する経費87万5,000円の減、特定健診委託料です。

2項保健事業費、1目保健事業費、補正額10万8,000円の減、健康づくり事業に要する経費10万8,000円の減、次のページです。インフルエンザ予防接種負担金です。

戻っていただき、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額2,656万5,000円の減、保険給付費等交付金（普通交付金）2,818万2,000円の減、特別調整交付金96万6,000円の減、道繰入金2号分258万3,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額80万9,000円の減、出産育児一時金等繰入金、56万円、その他一般会計繰入金136万9,000円の減。

説明は以上で終わります。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第3号

○議長（吉野正剛君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第6号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（斎藤 博君） 承認第3号をご説明いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

(朗読部分記載省略)

次のページの第1表、歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の4ページからご説明いたします。歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、補正額77万5,000円の減、居宅介護サービス等給付に要する経費77万5,000円の減、居宅介護サービス給付費です。

3項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、補正額77万5,000円、特定入所者介護サービス給付に要する経費77万5,000円、特定入所者介護サービス費です。

今回の補正につきましては、補正予算額の増減はないものでありますが、項を超える補正であり、提案するものであります。内容といたしましては、事業終了後において特定入所者介護サービス費の支出が見込み額より増額となり、予算不足が生じたため補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第4号

○議長（吉野正剛君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） それでは、承認第4号をご説明いたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

(朗読部分記載省略)

別紙新旧対照表の説明は省略をし、提出しております資料番号2、佐呂間町税条例の改

正の要旨によりご説明をいたします。

資料2のほうをお開きいただきたいと思います。まず、改正の根拠であります、平成31年度の税制改正大綱に基づく地方税制の改正は、消費税率の引き上げに際し需要変動の平準化等の観点から住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、地方の安定的な財源を確保しつつ、自動車における環境性能割の導入を契機に車体課税の見直しを図る。また、ふるさと納税制度の健全な発展に向け、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることで地域活性化につなげるため制度の見直しを図る。さらに、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置等の整備を行うとするものでありまして、これにより地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量課税と税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令がそれぞれ平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、佐呂間町税条例においても一部を改正するものであります。その中で改正法等の施行期日が平成31年4月1日及び6月1日に係るものについて今般専決処分させていただいたものであります。

条例の主な改正内容であります、まず個人町民税に係るものとして、最初の(1)、条例第34条の7、寄附金税額控除の改正であります、個人が行う都道府県、市町村等に対する寄附金控除でありまして、枠内に参考としてふるさと納税制度の見直しとして記載しておりますが、今般の地方税法の改正によりふるさと納税の特例控除の対象を総務大臣が定める基準、いわゆる寄附金の募集を適正に実施する地方団体で、返礼品の返戻割合を寄附額の3割以下とし、かつ地場産品とすることに規制をするものですが、これに適合する地方団体で総務大臣が指定するものに対するものということで変更となり、地方税法に規定する特例控除額の措置対象が特例控除対象寄附金とされたことなどから、これに係る条文中の字句を改正するものであります。

参考の最後に丸印に記載しておりますとおり、本年6月1日からは指定対象外の団体に対する寄附金については特例控除の対象外となり、税控除は受けられなくなるとするものであります。

次に、次のページの(2)、附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正でありまして、これも枠内に参考として個人住民税における住宅ローン減税に係る対応の内容を掲載しておりますが、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を拡充するものでありまして、平成32年末までの間消費税率10%が適用される住宅取得等に係る分についての措置として、現行の住宅ローン減税の控除期間を10年間から13年間に延長するものでありまして、条文中の措置期間等に係る規定を改めるものであります。また、個人住民税における住宅ローン控除について、納税通知書が送達されるまでに提出された申告書において、住宅ローン控除に係る事項の記載があること等の要件が廃止されたことから、条文中の第2項の規定を削除するとともに、削除による項ずれ等の修正を行うものであります。

次に、(3)、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例に係る規定の改正でありまして、先ほどのふるさと納税制度の改正に係る地方税法第314条の7の改正に伴い、条文中の規定の整理を行うものであります。

次に、(4)、附則第9条並びに第9条の2は、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等に係る規定の改正であります。同じくふるさと納税制度の改正によるものでありまして、先ほどの本則第34条の7の改正と同様に特例控除の対象が定められたことにより、地方税法に規定する申告特例の対象が特例控除対象寄附金とされたことなどから、これに係る規定の整備を行うものであります。

次に、その他の改正であります。まず(1)、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係る改正でありまして、いわゆる固定資産税におけるわがまち特例の規定であります。地方税法において附則第15条に第18項として新たに都市再生事業に係る規定が追加され、以下項が繰り下げられたことにより条文中の項の繰り下げ規定を整備するものであります。

次に、(2)、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る改正であります。まず地方税法附則第15条の8に第4項として新たに高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る固定資産税の減額措置の規定が追加されたことから、その適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定を第6項として追加し、以下第6項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第7項から第13項とするものです。また、地方税法施行令附則第12条に第16項及び第17項として、この高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る規定が2項新たに追加され、以下項が繰り下げられたことにより条文中の項を整理するものであります。

次に、次のページの(3)、附則第16条、軽自動車税の税率の特例に係る改正でありまして、まず軽自動車税に対する重課であります。初回車両番号指定から13年以上経過した3輪以上の軽自動車に対する重課を平成31年度限りとし、平成32年度以降は廃止とするものでありまして、附則第16条第1項においてその規定を整備するものです。また、軽自動車税のグリーン化特例、軽課であります。平成29年3月の改正によりまして燃費基準の重点化を図った上で対象車両の適用期限を2年間延長し、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの取得分としたところであります。今般の地方税法の改正では平成35年3月31日までの取得に対する措置としてさらに延長し、3段階で改正を行うものでありまして、本改正条例では既に適用が終了した平成29年度分に係るグリーン化特例を規定する附則第16条第2項から第4項までを削除し、削除した各項の軽減額の表を引用しております平成31年度分のグリーン化特例を規定する附則同条第5項から第7項に第2項から第4項で削除した軽減額の表を新たに加え、字句及び項ずれを整理するものであります。なお、枠内に参考として載せておりますが、右側改正後として記載しておりますとおり、今後平成33年4月1日から平成35年3月31日までの取得に係る平成34年度及び平成35年度分のグリーン化特例、軽課については電気自動

車及び天然ガス自動車のみが対象となり、現行軽減対象となっているそれ以外の燃費基準による50%軽減、25%軽減については廃止されることとなります。また、改正後の表の上に米印で記載しておりますが、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの取得に係る平成32年度及び平成33年度分のグリーン化特例については、左側改正前の現行、平成31年度分の軽減基準及び軽減率がそのまま延長され、適用されることとなります。この32年度以降の措置に係る分の改正については、施行日の関係から段階的な改正となり、6月開会の第2回定例会において改正させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次の(4)、附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例に係る改正については、ただいまご説明いたしました附則第16条の改正による項ずれを整備するものです。

以上が改正の内容であります。

なお、附則の第1条で本条例の施行期日を平成31年4月1日といたしておりますが、第34条の7、寄附金税額控除の改正、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正、同じく附則第9条及び附則第9条の2、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の改正については、平成31年6月1日からの施行とするものであります。また、附則第2条で町民税に係る経過措置として、第1項で改正後の佐呂間町税条例、以後新条例と申しますが、新条例の規定中、個人の町民税に係る部分については平成31年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの町民税についてはなお従前の例とする規定を、第2項で新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び附則第9条の2の規定は平成32年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税についてはなお従前の例とする規定を、第3項で平成32年度分の個人の町民税に限り新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用に係る条文中の字句を読みかえる規定を、第4項で新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は町民税の所得割の納税義務者が本条例の施行日以後に支出する法改正後の特例控除対象寄附金について適用し、施行日前に支出した法改正前の寄附金についてはなお従前の例とすることを規定するものであります。

また、附則第3条及び附則第4条で固定資産税及び軽自動車税に係る経過措置として、新条例の規定中固定資産税及び軽自動車税に係る部分は平成31年度分の固定資産税及び軽自動車税について適用し、平成30年度分までの固定資産税及び軽自動車税についてはなお従前の例とすることを規定するものです。

以上が佐呂間町税条例の一部を改正する条例の提案理由と改正の要旨であります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番。

○9番（三田真美君） 中身の質問というよりは、条例文全体のことでございますが、こちらいろんなものを見ますと、平成32年度とか平成33年度とかいろいろ出てくるので

すが、基本的には平成32年度とか平成33年度というのは今後令和になると思うのですが、一度この条文を議会で承認して、その後文言の整理を令和になってからするということの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） 今回の条例改正につきましては、3月の専決処分ということで、4月1日に改元の報告されましたけれども、それよりまだ前ということで今回平成という言葉を使わせていただいております。それで、5月以降もこの条例には平成ということで書かれておりますが、これだけをもって条例改正をするという考えはございません。これは、平成のままであっても読みかえることができるという規定がございますので、このままでも十分効力に問題ないというふうに考えております。

○議長（吉野正剛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定について）は、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第7、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（桑島孝之君） それでは、議案第1号 工事請負契約の締結についてです。

（朗読部分記載省略）

提案理由なのですが、今回5,000万以上の工事ということで議会の承認を得るということで議会提案しております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） ただいまの工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

この契約につきましては、ただいま議案朗読のとおり、西富団地外壁等改修工事に係ります請負契約となります。西富団地の外壁等改修工事につきましては、平成26年度より計画的に実施をしておりますが、本年度が最終年度となりまして、本年度事業分は西富団地15号棟から17号棟までの3棟24戸の改修工事を行うもので、3月定例会で予算議決をいただいているものであります。この西富団地外壁等改修工事の実施に当たりまして、去る4月22日に本町に指名願を提出しております共同企業体を含む町内、町外建設業者6社による指名競争入札を実施いたしました。4月22日に実施いたしました入札結果につきましては、議案関係説明資料のその他議案関係、資料番号3で開札状況調書を提出しております。工期につきましては、令和元年9月20日までとなっております。金額が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定及び地方自治法96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めためご提案をさせていただきますものであります。

よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） ただいま建設課長並びに総務課長より説明がございました。

これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（吉野正剛君） 日程第8、議案第2号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長。

○管理課長兼学校給食センター所長（谷口義春君） 議案第2号を説明いたします。

議案第2号 財産の取得について。

（朗読部分記載省略）

提案理由についてご説明申し上げます。今回のパーソナルコンピューター等購入事業につきましては、若佐小学校と浜佐呂間小学校の児童用パソコン及び校務用パソコンの更新

等を行うものであります。両小学校の児童及び校務用パソコンのOSはウィンドウズセブンとなっており、サポートが令和2年1月で終了することから、計画的な更新を行うとともに、教育用ICTの環境整備を図るものであります。今回導入します児童用パソコンは、従来までのデスクトップ型パソコンからこれまでも導入してきました持ち運びしやすいタブレット型パソコンで、モニターと接続することでデスクトップ型としても利用できる機種を導入します。整備内容につきましては、教師用として7台、児童用として17台のタブレットを導入するほか、学校の建物内の無線LAN環境の整備、データ保管用のサーバー2台、プリンター4台を整備更新するものであります。このことにより、コンピューター教室での授業はもとより、普通教室や特別教室での学習において充実した教育環境の整備を図るものであり、情報通信技術が急速に進展する中、児童を取り巻く社会環境も大きく変化してきており、教師と児童の双方向による通信環境を整備し、子供たちの興味、関心を引き出す効果的な学習環境を整備するものであります。また、教師用の校務用パソコン16台、データ保管用のNAS2台、総合的なセキュリティー対策の機器とアプリケーションソフトも導入するものであり、事業費は2,106万円です。入札に当たっては町内の業者で電子機器の販売実績のある3社を指名し、入札の結果、サウンド&ビデオBAが落札しました。

なお、提出議案関係説明資料の資料番号4で入札結果について開札状況調書を提出しておりますので、後ほどご照覧願います。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（吉野正剛君） 日程第9、議案第3号 公有水面埋立についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経済課長。

○経済課長（菊地秀喜君） 議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号 公有水面埋立について。

(朗読部分記載省略)

本件の提案理由を説明いたします。本件の公有水面埋め立てにつきましては、浜佐呂間漁港の公有水面埋め立てでありまして、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、平成31年2月20日付をもちまして北海道告示第1万244号がなされております。これにより、北海道知事から本年6月20日を期限にその埋め立てについての意見を求められているものであり、この埋め立てに関し支障はなく、異議がないものとして答申いたしたく、同法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

浜佐呂間漁港の公有水面埋め立てにつきましては、北海道が施工し、平成26年度より継続事業として行われております水産物供給基盤機能保全事業の一部として行われております。漁港中央の荷揚げ場東側岸壁の老朽化により改修が必要になっておりますが、漁業作業への影響を最小限とするため現在の岸壁の外側に水中コンクリート設置を実施し、新たな岸壁を設けることとしております。これにより、公有水面の埋め立てとなるものです。埋め立て地域は浜佐呂間860番地及び861番地先で、埋め立て面積は98.36平方メートルとなっております。事業の実施期間は、令和3年3月までを予定しております。

なお、議案関係説明資料のその他議案関係、資料番号5で浜佐呂間漁港埋め立て区域図を提出しておりますので、後ほどご照覧願います。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 公有水面埋立については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（吉野正剛君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成31年第1回佐呂間町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議長

署名議員

署名議員